

16-1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

[昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号]
各都道府県知事あて消防庁次長通知]

最終改正：平成 21 年 3 月 23 日消防応第 97 号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
　　現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
　　消火活動のための出場
- (3) 救助出場
　　人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急活動
　　救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。
- (5) 救援出場
　　救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できる

だけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的な内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決

定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中止

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中止することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成し

ておくものとする。

- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を隨時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

16-2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

- 第1章 総則 (第 1条—第 2条)
- 第2章 防災航空隊 (第 3条—第 7条)
- 第3章 運航管理 (第 8条—第 16条)
- 第4章 使用手続 (第 17条—第 21条)
- 第5章 安全管理等 (第 22条—第 24条)
- 第6章 教育訓練 (第 25条)
- 第7章 事故防止対策 (第 26条—第 28条)
- 第8章 雜則 (第 29条—第 30条)
- 附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、香川県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第3条 防災航空センターに防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、災害応急対策、救急、救助その他の防災活動（以下「防災業務」という。）を行う。

3 航空隊に隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、隊員の中からあらかじめ防災航空センター所長（以下「所長」という。）が候補者として選定した者のうちから危機管理総局長が指名する。

(隊長の任務)

第4条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第5条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならぬ。

2 隊長に事故があるときは、所長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第6条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第6条 所長は、航空機を運航する場合には、搭乗する者を指名するとともに運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第7条 航空機の運航管理の総括は、危機管理総局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第8条 航空機の運航管理に関する事務は、危機管理課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航責任者及び運航安全管理者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、防災航空センターの事務は、所長（以下「運航責任者」という。）が行う。

2 運航安全管理者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する者をもって充て、運航責任者等関係者に対する助言、教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画の策定及び見直しを行うものとする。

(運航指揮者)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときには、隊長が第7条の規定により指名された者の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならぬ。

(運航範囲)

第12条 航空機の運航は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、その必要性が認められ、かつ、安全な運航が確保できる場合に限るものとする。

(1) 救急活動

(2) 救助活動

(3) 災害応急対策活動

(4) 火災防御活動

(5) 広域航空消防応援活動

- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、第14条第1項の緊急運航の場合は、この限りでない。

3 運航責任者は、運航の安全性等に関し必要な事項を運航指揮者及び操縦士等に確認のうえ、航空機の運航可否の判断を行うものとする。

(運航計画)

第13条 運航責任者は、防災業務等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、年間運航計画（第1号様式）及び月間運航計画（第2号様式）とする。

(緊急運航)

第14条 第12条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、前条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が発生した場合には、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

3 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

(報告)

第15条 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、直ちに運航状況等の概要を運航責任者に口頭で報告しなければならない。その後、運航状況等について飛行報告書を（第3号様式）を作成し、運航責任者に報告しなければならない。

2 運航責任者は、運航の開始時及び終了時に運航管理責任者にその旨を報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第16条 運航責任者は、市町と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書きの規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第17条 航空機の使用（緊急運航及び航空隊自ら行う訓練に係るもの）を除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、2月末日までに翌年度の使用予定について、防災ヘリコプター使用年間予定表（第4号様式）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用

予定について、防災ヘリコプター使用月間予定表（第5号様式）を総括管理者に提出しなければならない。

（航空機の使用）

第18条 前条の規定により使用予定表を提出した者であつて、航空機を使用しようとするものは、防災ヘリコプター使用申請書（第6号様式）により使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

（航空機の使用承認）

第19条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適當と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（第7号様式）を交付するものとする。

（航空機の使用報告）

第20条 航空機を使用した者は、防災ヘリコプター使用報告書（第8号様式）により、使用した日から7日以内に総括管理者に報告するものとする。

（費用負担）

第21条 総括管理者は、第12条第1項第8号に規定する一般行政活動で航空機を使用した者に対して、当該運航に要した航空機の燃料費の負担を求めることができる。

第5章 安全管理等

（安全管理）

第22条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

3 運航安全管理者は、運航責任者等関係者に対する運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行う。

（運航指揮者の責務）

第23条 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

（航空機等の管理）

第24条 運航責任者は、法第19条第2項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

- 2 運航責任者は、航空機、航空機用備品、防災業務用備品等を適正に管理し、常にこれらの性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならぬ。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第25条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町及びその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。
- 3 運航責任者は、航空隊員の技術の習得を図るため運航計画に基づき、独自に訓練を実施しなければならない。
- 4 運航安全管理者は、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年9月24日付け消防庁告示第4号）」第13条及び第14条に基づき行う教育訓練等基本計画、教育訓練等実施計画の策定及び見直しを行わなければならない。

第7章 事故防止対策等

(捜索及び救助体制の確立)

第26条 総括管理者は、航空事故が発生する恐れ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救助等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生する恐れがある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど万全の措置を講じ、その状況を運航責任者及び運航安全管理者に直ちに報告しなければならない。

- 2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条の規定するところにより、直ちに所要の捜索救助活動を開始するとともに、その旨を運航管理責任者を通じて総括管理者に報告しなければならない。
- 3 運航安全管理者は、同条1項の報告を受け、又は同条1項に関する情報を入手した場合には、積極的かつ継続的な情報収集に努め運航責任者に必要な助言を行うものとする。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、航空事故が発生した場合には、関係法令の規定に基づき報告しなければならない。

- 2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査

し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雜 則

(記録及び報告)

第29条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならぬ。

(その他)

第30条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

※ 資料等は省略

16-3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領

第1 趣旨

この要領は、香川県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第3項の規定に基づき、香川県防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 他の規程との関係

緊急運航については、要綱及び香川県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、要綱第12条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護すること目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
- (3) 非代替性 ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材等では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。）

第4 緊急運航の基準

緊急運航は、第3の緊急運航の要件を満たし、かつ、次の場合に行うものとする。

- (1) 救急活動
 - ア 事故等の事案発生地点からの搬送
「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があつた場合
 - イ 転院搬送
医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
- (2) 救助活動
 - ア 高層ビル等火災における救助
 - イ 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助
 - ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助
 - エ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (3) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察、情報収集活動

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ウ 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災活動

広域航空消防防災活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

第5 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、協定に基づき、防災ヘリコプター緊急運航要請書（第1号様式）により、電話又はファクシミリで香川県防災航空隊（以下「航空隊」という。）に行う。

第6 緊急運航の決定

1 要綱第11条に規定する運航指揮者は、第5の緊急運航の要請内容を直ちに防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の報告を受けた後、出動の可否を速やかに決定し、運航指揮者に命令しなければならない。

ただし、運航指揮者は、不測の事態等により、前項の報告ができない場合においては、自ら出動の可否を決定することができるものとする。

この場合において、運航指揮者は、速やかにその決定内容を運航責任者に報告しなければならない。

3 運航責任者は、必要と認めるときは、前項の結果を速やかに危機管理課長を通じて危機管

理総局長に報告しなければならない。

第7 出動要請に対する回答

運航指揮者は、第6第2項の結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

第8 出動体制

運航指揮者は第5の緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に応じた出動体制を整えなければならない。

第9 受入体制

緊急運航を要請した市町長等は、航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

第10 報告

緊急運航を要請した市町長等は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書（第2号様式）により、運航責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

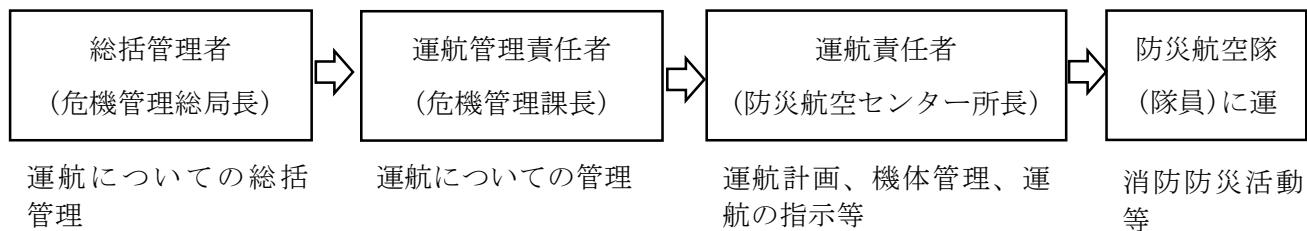
※ 様式等は省略

16-4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

1 防災ヘリコプターの運航体制

- 1 運航基地 香川県高松市香南町岡（高松空港内）
- 2 運航日数 365日勤務
- 3 運航時間 午前8時30分から午後5時15分まで（緊急時は、日の出から日没まで）
- 4 隊の編成 航空隊員（県内の消防（局）本部から派遣）8名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成

5 運航管理



6 活動別搭乗人員

区分	職種	操縦士	整備士	航空隊員	航空隊員の役割
航空隊員の常駐人員	2名	1名	5～6名		
ヘリ活動時の搭乗人員	① 救急活動	2名	0～1名	2～4名	活動内容により要員を決定する。
	② 救助活動	2名	0～1名	4名	機内安全要員 1名 機内操作要員 1名 降下要員 2名
	③ 火災防御活動	2名	0～1名	2名	機内安全要員 1名 機内操作要員 1名
	④ その他活動	2名	0～1名	1～5名	活動内容により要員を決定する。
休日体制	2名	1名	5～6名		
夜間体制	—	—	—		

※ 災害状況により変更する場合がある。

2 防災ヘリコプターの運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

- 1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められ、かつ、安全な運航が確保できる場合に運航するものとする。
 - (1) 救急活動
 - (2) 救助活動
 - (3) 災害応急対策活動
 - (4) 火災防御活動
 - (5) 広域航空消防応援活動
 - (6) 災害予防対策活動
 - (7) 消防防災訓練活動
 - (8) 一般行政活動
 - (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 災害別活動内容（緊急運航）

救急	<ol style="list-style-type: none">① 「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合② 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救助	<ol style="list-style-type: none">① 高層ビル等火災における救助② 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助③ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助④ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害応急対策	<ol style="list-style-type: none">① 被災状況の偵察、情報収集活動② 救援物資、人員、資機材等の搬送③ その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災防御	<ol style="list-style-type: none">① 偵察、情報収集活動② 林野火災における空中消火③ 資機材等の搬送④ その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の1～3のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

1 事故等の目撃者等から一（1）から（10）のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課（室）員が、二に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

一 症例等

（1）自動車事故

- イ 自動車からの放出
- ロ 同乗者の死亡
- ハ 自動車の横転
- ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- ヘ 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

（2）オートバイ事故

- イ 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

（3）転落事故

- イ 3階以上の高さから転落
- ロ 山間部での滑落

（4）窒息事故

- イ 溺水
- ロ 生き埋め

（5）列車衝突事故

（6）航空機墜落事故

（7）傷害事件（撃たれた事件、刺された事件）

（8）重傷が疑われる中毒事件

（9）バイタルサイン

- イ 目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある（ジャパンコーマスケールで30以上）
- ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと
- ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

(10) 外傷

- イ 頭部、頸部、軀幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ 広範囲の熱傷（体のおおむね 1 / 3 を超えるやけど、気道熱傷）
- ホ 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- ヘ 意識障害を伴う外傷

(11) 疾病

- イ けいれん発作
- ロ 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
- ハ 新たな四肢麻痺の出現
- ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

二 地理的条件

- (1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう）内であること
- (2) (1)には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2 1に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも 30 分以上搬送時間が短縮できる場合

3 現場の救急隊員から要請がある場合

4 防災ヘリコプターの緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者の知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請の方法

知事（危機管理課）に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行うとともに、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (7) その他必要な事項

3 緊急要請連絡先

香川県防災航空隊	TEL (NTT)	087-879-0119
		087-879-1900
	FAX (NTT)	087-879-1400
	TEL (防災)	433-561
	FAX (防災)	433-581

※

夜間（17時15分～08時30分）に連絡を要する場合は、香川県防災航空隊（隊長専用携帯）または県庁危機管理課（不在の場合は県庁守衛室）へ連絡すること。

・香川県防災航空隊	TEL (隊長携帯)	090-4337-0011
・県庁危機管理課	TEL (NTT)	087-832-3200
	FAX (NTT)	087-831-8811
	TEL (防災)	200-5066
・県庁守衛室	TEL (NTT)	087-831-1111
	TEL (防災)	200-7-2435

4 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手投がないこと。
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

5 受入れ体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

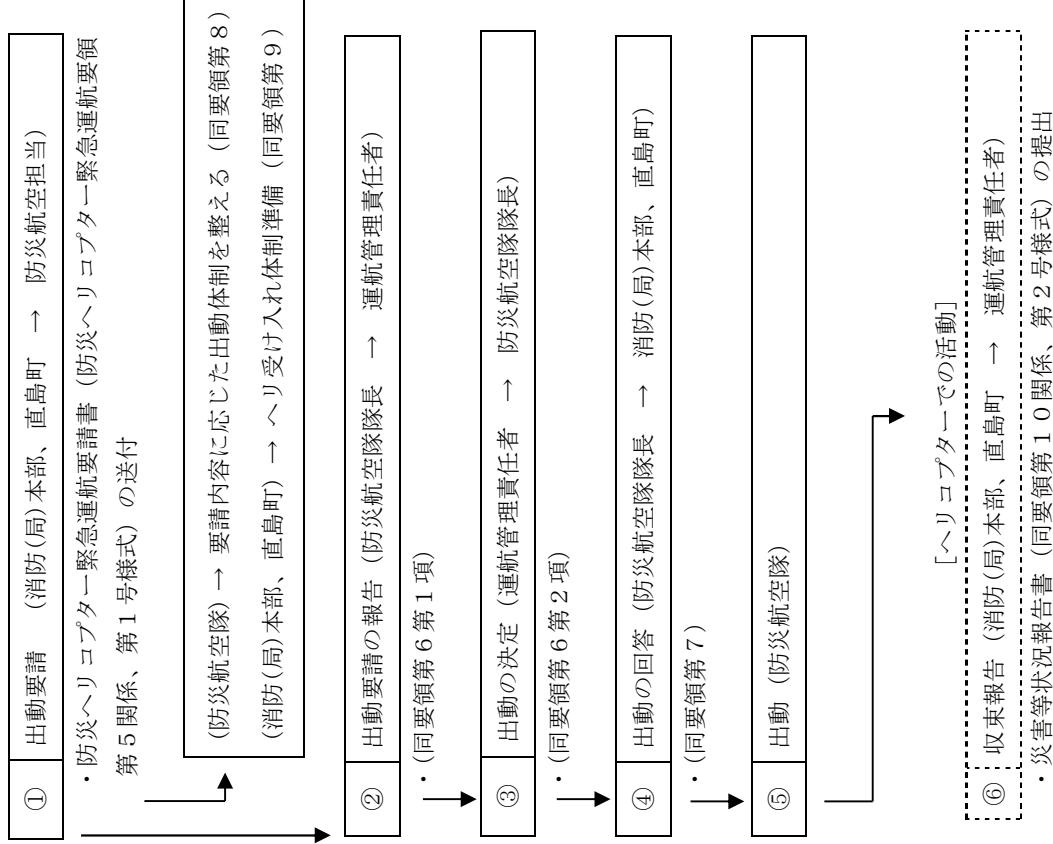
6 報 告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航責任者（防災航空センター所長）に報告するものとする。

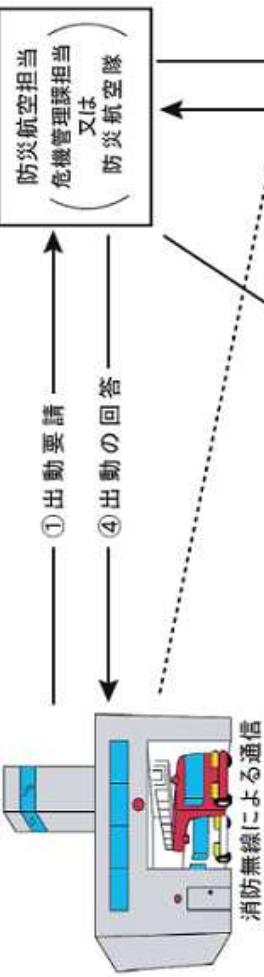
7 経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。

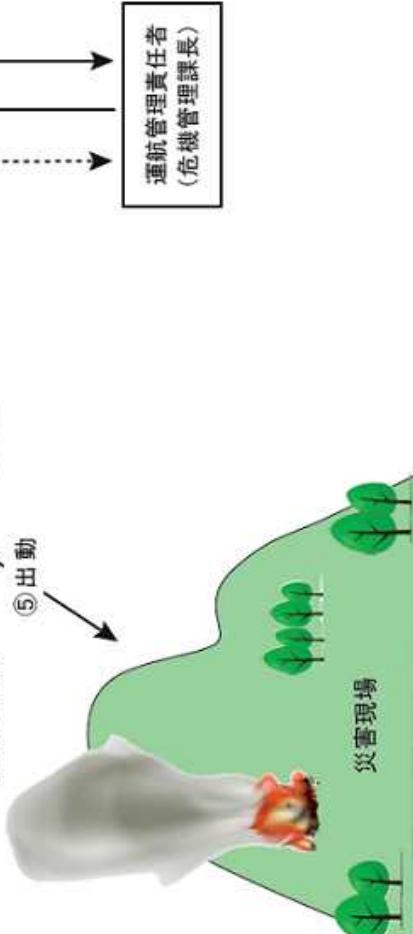
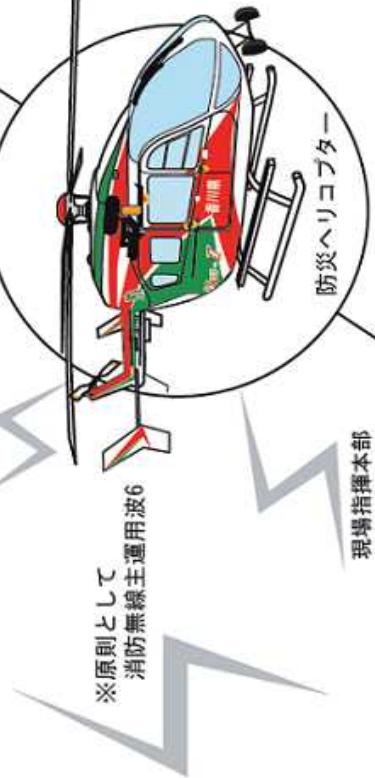
5 緊急運航要請手続きのフロー



消防(局) 本部、直島町



消防無線による通信



16-5 広域航空応援受援マニュアル

第1 目的

本マニュアルは、香川県内において、大規模災害が発生した場合、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号）（以下「実施要綱」という。）及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目（同）（以下「実施細目」という。）に基づき広域航空応援に係る受け入れについて、迅速かつ的確に対応するための必要事項を定めるものとする。

第2 対象とする災害

本マニュアルを適用する災害は、実施要綱第3項各号に掲げる災害で、広域的な航空受援を必要とする災害とする。

第3 航空隊員等の動員計画と連絡系統

隊長（又は副隊長）は、原則として災害出動中以外の運航を除き、全ての業務飛行を中断又は中止させ、勤務を要しない隊員を含め全員を航空隊に参集させるものとする。また、運航管理委託先に対しては、運航、整備の動員計画を事前に立案させ、それに基づき運航担当者、整備担当者は参集するものとする。

第4 航空隊員の参集方法

可能な交通手段を用いて参集する。

- (1) 参集連絡を受信時、航空隊事務所到着予想時刻を連絡すること。
- (2) 参集途上における被害状況の把握に努めること。
- (3) 何らかの理由により参集できない場合は、その旨を隊長に報告し、指示を受けること。

第5 航空隊の初動体制

隊長は、災害発生入電と同時に、出動体制の準備を行うと共に、実施要綱第8項において準用する第6項に基づく要請手続について応援消防・防災航空隊を危機管理課長と調整・決定する。

隊長は、直ちに応援消防・防災航空隊に対し、受援に伴う協議調整をフックス等で行うものとする。

1 航空隊員（勤務者）の任務

- (1) 航空隊員（勤務者）は、災害の内容、規模等を考慮し航空機に必要資器材を搭載、出動準備体制を整え、準備が完了すれば隊長に報告するものとする。
- (2) 格納庫及び高松空港基地内に不具合が生じ、機体の搬出ができない場合は、隊長は直ちに危機管理課長へ連絡するものとする。
- (3) 出動準備内容

- ア 災害に対応する資器材の準備、搭載
- イ 個人装備品の搭載
- ウ 格納庫から機体搬出補助
- エ 受援に伴う情報提供資料の準備、発送
- オ 飛行場外離着陸場の選定

(選定条件)

- * 災害発生現場の直近で、現場指揮本部から連絡が容易な場所
- * 同時に3～4機着陸駐機が可能な場所

カ 発災消防本部等への地上支援指示

(指示内容)

- * 飛行場外離着陸場での警戒、散水
- * 飛行場外離着陸場使用に伴う関係機関への連絡
- * 離着陸ポイントにHマークの標示（直径7m）
- * 離着陸の支障とならない所に吹流しの設置
- * 発災場所の地図の準備（1／10,000）

- * 現場指揮本部との連絡手段（主運用波）の確保
- * 水利の確保等その他必要事項

2 機長の任務

- (1) 担当機長は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
 - ア 災害内容の確認
 - イ 飛行場外離着陸場の選定
 - ウ 気象状況の確認
 - エ 飛行ルートの決定
 - オ 飛行計画の作成
 - カ スポットの確保
 - キ その他必要事項

3 整備士の任務

- (1) 担当整備士は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い、トーイングカーで駐機スポットまで牽引、点検後隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
 - ア 航空機の点検準備
 - イ 飛行場外離着陸場での燃料補給体制の確保
 - ウ その他必要な事項

4 運航管理の任務

運航管理担当者は、災害を入電した際は、航空機が運航に必要な情報の収集を行うとともに、関係機関との連絡調整及び燃料補給等の調整を行うものとする。

5 招集航空隊員の任務

招集の指示により参集した隊員は、隊長と協議のうえ災害の内容、規模等により支援車に必要な資器材を積載し直ちに飛行場外離着陸場へ出向し応援機受け入れ準備等を行うものとする。

第6 航空機の出動と災害状況報告及び応援航空隊正式要請等

航空隊員（勤務者）は、航空機の出動準備と要請先への情報提供が完了次第直ちに航空機で出動し、災害状況の偵察及び情報収集活動等を行った結果を以下により報告するものとする。

1 報告先

- (1) 香川県危機管理課（防災行政無線 ぼうさいかがわへり 1→ぼうさいかがわ）
- (2) 発災地現場指揮本部（消防無線 主運用波 265.75625 MHz）

2 報告内容

- (1) 災害現場を撮影した動画等
- (2) 火災発生状況及び風水害状況等
 - ア 延焼範囲
 - イ 延焼方向
 - ウ 倒壊家屋の状況
 - エ 土砂崩れ等の状況
 - オ 水没地区、家屋の状況
 - カ 河川、ため池の状況
- (3) 主要道路の状況等
 - ア 国道の崩壊（水没）状況
 - イ 県道の崩壊（水没）状況
 - ウ 橋りょうの崩壊（水没）状況
- (4) 海岸線の状況
 - 高潮等の状況
- (5) 石油港地等危険物施設の状況
 - ア 災害発生状況
 - イ 油等の漏洩状況
 - ウ タンク破損状況
- (6) 情報収集時の搭載資器材

- ア ビデオカメラ
- イ デジタルカメラ

3 応援航空隊正式要請

隊長は、偵察・情報収集活動の結果を基に、発災地現場指揮本部長（以下「指揮本部長」という。）及び危機管理課長に対し災害状況に応じた必要応援機体数を進言する。

指揮本部長は、応援消防・防災航空隊が決定後、危機管理課長を通じて消防庁長官へ要請を行う。

また、自衛隊航空部隊の要請については、応援消防・防災航空隊による災害対応が難しいと判断した場合、隊長は指揮本部長及び危機管理課長に対し、自衛隊航空部隊による増強について検討協議を進言する。

第7 高松空港及び飛行場外離着陸場での応援航空機受入体制の確保

航空隊は、災害の状況報告終了後、直ちに高松空港及び飛行場外離着陸場（以下「高松空港等」という。）での応援機の受け入れ体制を確保するものとする。

1 航空隊は、高松空港等でのG O Pを行うとともに無線（航空波等）により航空管制を行う。

使用区分			(チャンネル)	周波数
消防・防災ヘリ	消防波		統制波 1	2 6 5. 9 0 6 2 5 MHz
			統制波 2	2 6 5. 2 3 1 2 5 MHz
			統制波 3	2 6 5. 5 3 1 2 5 MHz
			主運用波 6 (香川県)	2 6 5. 7 5 6 2 5 MHz
	航空波	全国	航空機相互間	1 2 2. 6 MHz
			災害時飛行援助通信	1 2 3. 4 5 MHz
その他 関係機関へり	航空波	全国	災害時飛行援助通信	1 2 3. 4 5 MHz

2 高松空港等上空における航空管制については、原則として次の要領で実施する。

- (1) 交信してきた応援機の位置、高度を確認する。
- (2) 進入については、交信してきた順に進入させる。
- (3) 多数機が飛来してきた場合は、あらかじめ設定したスポットに安全確保を図りながら着陸せざる。

第8 応援航空隊との作戦会議

隊長は、各応援機が到着次第、各応援航空隊長等に災害状況の概要を説明するとともに、活動方針を協議するものとする。

1 応援航空隊として活動できる内容の確認

- (1) 偵察、空撮
- (2) 救出、救急、消火活動、
- (3) 物資、人員搬送

2 応援航空隊の活動ローテーションの作成

3 燃料補給要領等の確認

第9 応援航空隊の活動

広域航空応援に係る活動の種別は、実施要綱第4項各号に定めるとおりとする。

第10 応援航空隊の活動記録実績

隊長は、各応援航空隊の活動記録実績について、適宜危機管理課長へ報告するものとする。

第11 その他

本マニュアルに記載されていない事項については、実施要綱及び実施細目に定める。

16-6 香川県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、香川県内の市町において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条に基づく香川県緊急消防援助隊受援計画（以下「全体受援計画」という。）に定めるもののほか、航空部隊等の受援について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この香川県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画（以下「航空部隊等受援計画」という。）において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 活動拠点ヘリベース（H B）（以下「ヘリベース」という。）

災害の終始を通じて、航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示及び任務付与）を実施し、かつ、駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣への宿泊を含む。）をすることが可能な活動拠点並びに航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。

(2) フォワードベース（F B）

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

(3) ランディングポイント（L P）

上記の（1）（2）以外に掲げるもののほか、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎ等災害対応をするための離着陸を行う地点をいう。

(4) 消防応援活動調整本部

災害発生市町の消防の応援等のため香川県及び県内の市町が実施する措置の総合調整を円滑に実施するものであって、法第44条の2に基づき知事が設置するものをいう。

(5) 航空運用調整班

大規模災害発生時に、消防、警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、D M A T等の県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るために、活動エリアや任務の調整等を行うこととし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものをいう。

また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(6) ヘリベース指揮者

ヘリベースで航空機を用いた消防活動の指揮（指示及び任務付与）を行う者をいい、原則として香川県防災航空隊長がその任に当たるものとする。

(7) 航空部隊

航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

(8) 航空小隊

主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。

(9) 航空後方支援小隊

主としてヘリベースにおける緊急消防援助隊の活動に関する必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。

(10) 航空指揮支援隊

ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする航空指揮支援隊長によって編成されるものをいう。

3 航空部隊等の活動分類

この航空部隊等受援計画において、航空部隊等の活動分類については、次のとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊又は航空指揮支援隊の輸送活動
- (2) 情報収集活動
- (3) 救助・救急・輸送活動
- (4) 消火活動
- (5) 航空後方支援活動
- (6) 航空指揮支援活動
- (7) その他（ＳＣＵ（航空拠点搬送臨時医療施設をいう。以下同じ。）支援活動、避難誘導、広報等）

第2章 事前計画

1 要請から出動までの体系

応援活動に従事する航空部隊等の要請から出動までの系統図は、資料1「要請から出動までの系統図」のとおりとする。

2 香川県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の参集基準

防災航空隊の参集基準は、資料2「香川県防災航空隊の参集基準」のとおりとする。

3 ヘリベースの決定

香川県におけるヘリベースは、原則として高松空港防災航空隊基地（以下「防災航空隊基地」という。）とする（最大受入機体数14機）。

防災航空隊は、資料3「高松空港ヘリベース等基本情報」を作成し、航空部隊として登録されている航空隊へ情報提供するものとする。

防災航空隊基地が使用できない場合及び高松空港から被災地が遠隔地である場合を想定して、消防応援活動調整本部（消防応援活動調整本部が設置されていない場合は、香川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）又は危機管理総局危機管理課とする。以下同じ。）が、被災市町等及びヘリベース指揮者と協議の上、代替ヘリベースを資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から決定するものとする。

4 ヘリベースにおける班構成等

ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料5「ヘリベースにおける班構成及び各班の任務」のとおりとする。

5 ヘリベースの配置

防災航空隊は、ヘリベースの配置等の各種情報を資料6-1～3「ヘリベース配置図」ほかにより作成し、駐機スポットの管理主体である高松空港株式会社との調整結果等について、航空部隊等に周知するものとする。

6 食料の備蓄計画等

防災航空隊は、ヘリベースの食料・飲料水等を確保するため、必要な備蓄を行うものとする。

航空部隊等の部隊数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、周知するものとする。

第3章 災害発生時のヘリベースの体制等

1 航空部隊等の要請時の協議

防災航空隊は、航空部隊等の応援が必要な場合は、任務、必要機体数及びヘリベース受入可能機体数等について、災害対策本部と協議するものとする。

被害状況が把握できない場合は、速やかに総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループ（以下「消防庁航空グループ」という。）と協議するものとする。

2 航空指揮本部の設置

防災航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、ヘリベースの指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 航空指揮支援隊の出動要請

大規模災害時において、ヘリベース指揮者が多数の航空小隊の活動管理が必要と認めるときは、航空指揮支援隊の出動を消防応援活動調整本部に要請するものとする。

4 航空指揮支援本部の設置

指揮支援部隊長は、ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一場所（ヘリベース）に設置するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊をヘリベースに派遣するよう要請するものとする。

5 ヘリベースへの受入体制

消防応援活動調整本部は、航空小隊の応援要請を行った場合（要請要綱第31条に基づき迅速出動をする場合を含む。）は、大阪航空局高松空港事務所長及び高松空港株式会社（以下「空港事務所長等」という。）に対して、航空小隊の受け入れについて、次のとおり協力を依頼するものとする。

(1) 運用時間内における受け入れ

高松空港イーストエプロン及び第1スポットへ航空小隊の機体が駐機できるよう、空港事務所長等に駐機スポットの拡大を依頼するものとする。

(2) 運用時間外の夜間における受け入れ

夜間においては、5(1)に加え、夜間照明の点灯、リモートコントロール等を依

頼するものとする。

6 燃料補給体制の確保

燃料補給基地は、原則として高松空港とし、消防応援活動調整本部は、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者に対し、航空小隊の活動に必要な燃料補給を依頼するものとする。

ヘリベースが高松空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で燃料補給が必要なときは、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の燃料備蓄方法・燃料備蓄量を勘案し、ヘリベース指揮者において、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と協議の上、燃料確保の方法を決定するものとする。

なお、上記航空機燃料取扱業者と燃料補給に係る調整が整わない場合、「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書（平成26年9月11日付け香川県・石油連盟）に基づき、「石油連盟災害時情報収集システム（災害時緊急供給要請対応システム）」を使用して燃料供給の要請を行う。

ヘリベース指揮者は、ヘリベースが高松空港以外に設置された場合又はフォワードベースが設置された場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

7 航空部隊等との情報連絡

応援要請を行った後における消防庁及び航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

（1）航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整の上、ヘリベースの状況等の情報を別記様式1「受援航空隊情報提供事項」により、速やかに航空部隊等及び消防庁航空グループに情報提供するものとする。

（2）航空部隊等からの情報収集

ヘリベース指揮者は、航空小隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を別記様式2「航空部隊等情報提供事項」により、航空部隊等及び消防庁航空グループから速やかに収集するものとする。

（3）航空部隊等の連絡先

航空部隊等の連絡先については、あらかじめ消防庁から配布されているデータベース等を活用するものとする。

（4）情報連絡方法

連絡方法については、原則として、防災行政無線、有線（携帯）電話、ファクシミリ及び電子メールによるものとするが、これらが途絶している場合は、イリジウム衛星電話等の衛星電話を活用するものとする。

8 防災航空隊員（以下「航空隊員」という。）の災害対策本部航空運用調整班への派遣

防災航空隊は、災害対策本部内に航空運用調整班が設置された場合、航空隊員（副隊長等）を派遣する。

9 航空隊員の消防応援活動調整本部への派遣

防災航空隊は、応援要請を行い、消防応援活動調整本部が設置された後、消防応援活動調整本部の本部員として航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、統括指揮支援隊等と航空運用調整班との連絡調整及び消火、救助活動等を行う航空部隊と陸上部隊との連絡調整に当たるものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、災害の規模等により、県災害対策本部航

空運用調整班の班員と兼務することができる。

10 統括指揮支援隊等の受入体制

- (1) 統括指揮支援隊及び消防庁職員等の受入れについては、全体受援計画によるほか、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、次のとおり行うものとする。消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災状況により、受入困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空グループに連絡するものとする。
- ① 日中における離着陸場所は、原則として香川県庁屋上ヘリポートとし、離着陸の際の安全管理は、航空隊員等が行うものとする。
- ② 夜間及び香川県庁屋上ヘリポートが使用できない場合の離着陸場所は、高松空港とし、高松市消防局又は県の車両により香川県庁（消防応援活動調整本部）へ移動するものとする。
- (2) 指揮支援隊及び航空指揮支援隊の受入れについては、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、次のとおり行うものとする。
- ① 指揮支援隊の離着陸場所は、原則として高松空港とし、その後、空路又は陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動するものとする。
- ② 高松空港から空路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の離着陸場所については、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者で調整の上、速やかに決定するものとする。
- ③ 高松空港から陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の車両については、消防応援活動調整本部で調達するものとする。
- ④ 航空指揮支援隊は、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は自隊の車両等により出動するものとする。
- ⑤ 航空後方支援小隊長の受入れ等については、上記各規定を適宜準用するものとする。

11 フォワードベースの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地がヘリベースから遠隔地である等、航空小隊の活動上必要と認める場合は、航空運用調整班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中からフォワードベースを設定するものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、フォワードベースの設定に当たり、航空運用調整班及び当該場所を管轄する消防本部と調整の上、フォワードベース管理者等と使用の可否等について協議し、被災地管轄消防本部に連絡するものとする。

12 フォワードベースの安全管理体制等

航空隊員、フォワードベースを管轄する消防本部職員等による安全管理体制を確保するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員（航空部隊等の航空隊員を含む。）を派遣するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースにおける消防法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

13 ランディングポイントの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、任務、被災状況等により、航空小隊の活動上必要と認める場合は、資料8「ランディングポイント一覧」の中からランディングポイントを設定するものとする。

ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づいた適地を、必要に応じてランディングポイントに設定できるものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、ランディングポイントの設定に当たり、航空運用調整班及び被災地管轄消防本部又はランディングポイントの管理者等と協議するものとする。

14 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料9「災害活動拠点病院付近のヘリコプター離着陸場」の中から設定するものとし、設定に当たっては、航空運用調整班、離着陸場所管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、D M A T等と協議するものとする。

航空搬送拠点（広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であつて、S C Uが設置可能なものをいう。）に多数の傷病者を搬送する等、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、消防応援活動調整本部、航空運用調整班、被災地管轄消防本部、フォワードベースの管理者、D M A T等医療班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から設定するものとする。

第4章 航空部隊等の運用等

1 航空部隊等の受付

航空部隊等がヘリベースに到着した後、別記様式3「緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧」により受付を行うものとする。

2 航空部隊への活動要請及び任務付与

活動要請及び任務付与は次のとおり行うものとする。

(1) 消防応援活動調整本部は、ヘリベース指揮者に別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」によりヘリコプターの活動要請を行うものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動の可否を確認し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に回答するものとする。

(2) ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動が可能と確認した場合は、別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により航空部隊に事案に対する任務を付与し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に情報提供するものとする。

ヘリベース指揮者は、別記様式5「事案審理一覧表」により、事案に対する任務付与状況を管理するものとする。

(3) 任務付与に当たっては、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度、経度記載）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報記載）、ランディングポイントの地図（要図を含む。）等を添付し、行うものとする。

3 航空情報（ノータム）の発出要請

ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、空港事務所長等、航空運用調整班等と調整し、国土交通省大阪航空局管制保安部運用課に航空情報の発出を要請するものとする。

ヘリベース指揮者は、サイレントタイムが設定される場合は、ヘリベースに駐機する航空小隊に周知を図る等の協力をするものとする。

4 航空部隊の活動報告

航空指揮支援本部長（航空指揮支援本部長が置かれていない場合にあっては、ヘリベース指揮者。以下この章において同じ。）は、航空部隊の事案に対する任務が完了した時は、別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」及び緊急消防援助隊の運用に関

する要綱（平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号。以下「運用要綱」という。）第 31 条に規定する活動日報の作成及び提出を求めるものとする。

航空指揮支援本部長は、運用要綱第 31 条に規定する活動日報を作成するとともに、航空小隊長及び航空後方支援小隊長から報告のあった活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長及び消防庁航空グループに対して報告するものとする。

5 航空部隊の引揚げ

航空部隊の引揚げは、ヘリベース指揮者の意見を踏まえ、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班が協議の上、災害対策本部長（知事）の指示により決定し、指揮支援部隊長から引揚げ決定の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに引揚げ決定を連絡するものとする。

消防応援活動調整本部は、消防庁航空グループに、航空部隊の引揚げの報告を行うものとする。

第 5 章 通信運用

1 航空機の無線運用体制

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については資料 10 「周波数リスト」のとおりとし、運用に当たっては消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整するものとする。

被災地が複数の都道府県にわたり、各都道府県において航空部隊等が活動する場合にあっては、各都道府県の消防応援活動調整本部間において、使用する統制波等について調整を行うものとする。この場合において、各都道府県の消防応援活動調整本部は、調整した結果をヘリベース指揮者に連絡するものとする。

2 ヘリコプター動態管理システムの運用

ヘリベース指揮者は、ヘリコプター動態管理システムを積極的に活用し、航空小隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

航空小隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の受信及び運用体制は、次のとおりとする。

（1）香川県庁統制局

香川県庁統制局は、ヘリテレの受信操作及び監視、映像配信の活用管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行うものとする。

ただし、映像配信の活用管理は、県災害対策本部及び消防応援活動調整本部の指示によりこれを行うものとする。

（2）香川県庁受信局

ア 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz 帯）を香川県庁本館屋上に設置されている可搬型受信アンテナにより受信する。

15GHz 帯の指向性電波を使用する場合においては、香川県庁受信局の位置を「北緯 34 度 20 分 25 秒」「東経 134 度 2 分 36 秒」に設定する。

イ サービスエリア

香川県庁受信局のサービスエリアの目安は、本県が保有する可搬型受信装置においては、無指向性電波で約 15 km である。

ヘリベース指揮者又は香川県庁統制局が撮影地に応じて撮影地域の見通し状況

及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡するものとする。

(3) ヘリコプター位置情報システムの併用

ヘリテレの運用時、「ヘリコプター位置情報システム、(消防庁規格)」を搭載した航空機は、原則として、ヘリコプター位置情報(消防庁規格)を電送するものとする。

(4) 地域衛星通信ネットワークによる配信

緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を受信した場合は、総務省消防庁及び被災地市町(消防本部)に対して、積極的に地域衛星通信ネットワークを経由して配信するものとする。

4 衛星電話等の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、資料11「衛星電話等連絡先一覧」を活用するものとし、その運用については、消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者の指示によるものとする。

(1) 衛星電話

衛星可搬端末 防災航空隊基地配置 (090-9552-7908)

(2) 緊援隊航空部隊搭載衛星電話

あらかじめ消防庁から配布されているデータベース記載の番号

第6章 その他

航空部隊の受援に関する対応訓練の実施

香川県防災航空隊長は、航空部隊等の受援時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、航空部隊等受援計画を踏まえた受援に関するヘリベース等の運営訓練を定期的に実施するものとする。

附 則

この計画は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成28年3月29日から施行する。

附則

この計画は、令和2年3月23日から施行する。

附則

この計画は、令和5年2月6日から施行する。

※ 資料等は省略

16-7 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

令和6年4月1日現在

番号	市町名	場外名	場所	所在地	管理者	管理者連絡先	座標	管轄消防本部	備考
1	高松市	シンボルタワー	高松シンボルタワー 屋上緊急離着陸場	高松市 サンポート2番1号	シンボルタワー 開発(株)	087-822-1707	N 34°21'08" E 134°02'47"	高松市消防局	屋上緊急離着陸場
2	高松市	県立中央病院	香川県立中央病院 屋上緊急離着陸場	高松市朝日町 1丁目2番1号	香川県立中央病院	087-811-3333	N 34°20'56" E 134°03'44"	高松市消防局	屋上緊急離着陸場 臓器搬送等に係る場外
3	高松市	成合河川敷	成合河川敷 (香東川公園 成合運動場広場)	高松市円座町 835番地	香川県 (高松土木事務所)	087-889-8902	N 34°17'38" E 134°00'51"	高松市消防局	空港管制圏内 臓器搬送等に係る場外
4	高松市	峰山	峰山公園 芝生広場	高松市峰山町 1838番地37	高松市 (公園緑地課)	087-839-2494	N 34°19'47" E 134°01'33"	高松市消防局	多数機離着陸可能 防災対応 臓器搬送等に係る場外
5	高松市	朝日新町	高松港 朝日地区緑地	高松市朝日新町 1-54	香川県 (港湾課)	087-832-3548	N 34°21'50" E 134°03'55"	高松市消防局	
6	綾川町	とかめ	綾川町総合運動公園 多目的グランド	綾歌郡綾川町陶 1536番地1	綾川町教育委員会 (生涯学習課)	087-876-1180	N 34°15'56" E 133°56'53"	高松市消防局	空港管制圏内 防災対応
7	さぬき市	門入	門入の郷 「水辺の公園」	さぬき市寒川町 石田東	さぬき市 (商工観光課)	087-894-1114	N 34°14'23" E 134°13'14"	大川広域 消防本部	自隊訓練用
8	高松市	内場池 運動センター	高松市内場池 運動センター グラウンド	高松市塩江町上西乙 668番地1地先	高松市 (スポーツ振興課)	087-839-2626	N 34°09'22" E 134°04'29"	高松市消防局	空港管制圏内 防災対応
9	三木町	三木総合 グランド	三木町総合運動 公園サブグランド	木田郡三木町上高岡 2544番地3	三木町 (生涯学習課)	087-891-3314	N 34°14'19" E 134°08'30"	高松市消防局	空港特別管制区内 多数機離着陸可能
10	三木町	香大地上	香川大学 (医学部) 陸上競技場	木田郡三木町池戸 1750番地1	国立大学法人 香川大学 (医学部)	087-898-5111	N 34°17'27" E 134°07'34"	高松市消防局	多数機離着陸可能 臓器搬送等に係る場外
11	高松市	大島	大島ヘリポート	高松市庵治町大島	国立療養所 大島青松園	087-871-3131	N 34°24'23" E 134°06'24"	高松市消防局	防災対応
12	さぬき市	志度運動公園 野球場	志度総合運動 公園野球場	さぬき市鴨庄 4305番地	さぬき市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-9974	N 34°19'37" E 134°11'34"	大川広域 消防本部	防災対応
13	さぬき市	長尾総合公園	長尾総合公園 多目的広場	さぬき市長尾名 1575番地6	さぬき市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-9974	N 34°14'59" E 134°11'05"	大川広域 消防本部	空港特別管制区内 多数機離着陸可能 防災対応
14	さぬき市	石田運動広場	石田運動広場	さぬき市寒川町 石田東甲724番地	さぬき市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-9974	N 34°15'29" E 134°12'24"	大川広域 消防本部	空港特別管制区内
15	さぬき市	津田総合公園 駐車場	津田総合公園 駐車場	さぬき市津田町 津田2020番地	さぬき市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-9974	N 34°17'42" E 134°13'52"	大川広域 消防本部	空港特別管制区内 防災対応
16	東かがわ市	とらまる公園	とらまる公園 多目的グランド	東かがわ市西村 1155番地	東かがわ市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-1238	N 34°14'24" E 134°18'59"	大川広域 消防本部	多数機離着陸可能 防災対応
17	東かがわ市	引田運動広場	引田運動広場	東かがわ市引田 991番地	東かがわ市教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-1238	N 34°12'57" E 134°23'51"	大川広域 消防本部	防災対応
18	高松市	高松日赤	高松日赤 場外離着陸場	高松市番町 4丁目1番3号	高松赤十字病院	087-831-7101	N 34°20'27" E 134°02'38"	高松市消防局	屋上緊急離着陸場 臓器搬送等に係る場外
19	丸亀市	中津運動公園	中津運動公園	丸亀市中津 11番地1	(公財)丸亀市 スポーツ協会	0877-24-6251	N 34°17'11" E 133°46'07"	丸亀市消防本部	
20	土庄町	豊島	旧土庄町立豊島 中学校運動場	小豆郡土庄町 豊島家浦810番地	土庄町教育委員会 (教育総務課)	0879-62-7012	N 34°29'28" E 134°03'49"	小豆地区 消防本部	防災対応
21	高松市	消防学校	香川県消防学校 放水訓練場	高松市生島町 689番地11	香川県消防学校	087-881-3281	N 34°21'56" E 133°58'08"	高松市消防局	自隊訓練用 FB
22	丸亀市	蓮池公園	蓮池運動公園	丸亀市中府町 1丁目1番地	(公財)丸亀市 スポーツ協会	0877-24-6251	N 34°16'33" E 133°47'51"	丸亀市消防本部	防災対応

番号	市町名	場外名	場所	所在地	管理者	管理者連絡先	座標	管轄消防本部	備考
23	丸亀市	丸亀市	丸亀市総合 スポーツセンター 陸上競技場	丸亀市新田町 1番地1	(公財)丸亀市 スポーツ協会	0877-24-6251	N 34°15'54" E 133°47'19"	丸亀市消防本部	多数機離着陸可能
24	丸亀市	川西町	土器川公園	丸亀市川西町 南地先	(公財)丸亀市 スポーツ協会	0877-24-6251	N 34°15'05" E 133°50'13"	丸亀市消防本部	多数機離着陸可能
25	丸亀市	本島市民 センター	旧丸亀市立本島 中学校グランド	丸亀市本島町泊 410番地	丸亀市 (生活環境課)	0877-24-8809	N 34°23'05" E 133°46'51"	丸亀市消防本部	防災対応
26	丸亀市	広島市民 センター	広島市民 センター	丸亀市広島町 江の浦373番地3	丸亀市 (生活環境課)	0877-24-8809	N 34°21'53" E 133°42'55"	丸亀市消防本部	防災対応
27	丸亀市	小手島	丸亀市立小手島 小・中学校 運動場	丸亀市広島町 小手島2782番地	丸亀市 (教育部総務課)	0877-24-8820	N 34°22'27" E 133°39'06"	丸亀市消防本部	防災対応
28	丸亀市	手島	手島フェリー 発着場東側 第4号野積場	丸亀市手島町 字中村1845番地14	丸亀市 (建設課)	0877-24-8943	N 34°23'54" E 133°40'20"	丸亀市消防本部	
29	高松市	香西本町	高松市香東川 浄化センター 内グランド	高松市香西本町 762番地	高松市 (下水道施設課)	087-842-5421	N 34°21'20" E 134°00'23"	高松市消防局	救急搬送用
30	丸亀市	本島小阪	本島港小阪地区 野積場	丸亀市本島町 小阪1402番地	丸亀市 (建設課)	0877-24-8943	N 34°22'39" E 133°46'32"	丸亀市消防本部	救急搬送用
31	丸亀市	飯山河川敷	土器川右岸 河川敷公園	丸亀市飯山町 東小川	(公財)丸亀市 スポーツ協会	0877-98-6800	N 34°14'40" E 133°50'25"	丸亀市消防本部	多数機離着陸可能
32	綾川町	綾川ふれあい 公園	綾川町 ふれあい運動公園 多目的広場	綾歌郡綾川町 山田下3694番地	綾川町教育委員会 (生涯学習課)	087-876-1180	N 34°13'08" E 133°57'03"	高松市消防局	空港管制圏内 防災対応
33	高松市	高松市立 みんなの病院	高松市立みんなの病院 屋上緊急離着陸場	高松市仮生山町 甲847番地1	高松市 病院事業管理者	087-839-2696	N 34°16'57" E 134°02'25"	高松市消防局	空港管制圏内 屋上緊急離着陸場 臓器搬送等に係る場外
34	坂出市	回生病院屋上	回生病院 屋上緊急離着陸場	坂出市室町 3丁目5番28号	社会医療法人財団 大樹会総合病院 回生病院	0877-46-1011	N 34°19'03" E 133°51'42"	坂出市消防本部	屋上緊急離着陸場 臓器搬送等に係る場外
35	坂出市	府中湖	府中湖漕艇場	坂出市府中町字 川西3780番地1、他	香川県広域水道企業団 府中事務所	0877-48-0511	N 34°16'26" E 133°55'30"	坂出市消防本部	
36	三豊市	財田川 水辺公園	財田川河川敷	三豊市山本町 西光寺	三豊市教育委員会 (スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34°07'43" E 133°42'59"	三観広域行政 組合消防本部	多数機離着陸可能
37	観音寺市	高須賀 夕映え公園	高須賀 夕映え公園	観音寺市豊浜町 和田浜1531番地28	観音寺市 (都市整備課)	0875-23-3918	N 34°04'20" E 133°37'58"	三観広域行政 組合消防本部	
38	三豊市	財田町B&G	三豊市総合運動 公園芝生広場	三豊市財田町財田上 2361番地1	三豊市教育委員会 (スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34°06'54" E 133°46'15"	三観広域行政 組合消防本部	防災対応
39	三豊市	和光中学校	三豊市立和光 中学校運動場	三豊市財田町財田上 2790番地	三豊市教育委員会 (学校教育課)	0875-73-3131	N 34°07'24" E 133°46'39"	三観広域行政 組合消防本部	
40	三豊市	比地小学校	三豊市立比地 小学校運動場	三豊市高瀬町 比地93番地	三豊市教育委員会 (学校教育課)	0875-73-3131	N 34°10'42" E 133°41'41"	三観広域行政 組合消防本部	
41	三豊市	緑ヶ丘運動 公園	三豊市緑ヶ丘 運動公園グランド	三豊市高瀬町 上高瀬	三豊市教育委員会 (スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34°11'44" E 133°43'41"	三観広域行政 組合消防本部	多数機離着陸可能
42	三豊市	財田川いなり 運動公園	財田川河川敷	三豊市豊中町 本山	三豊市教育委員会 (スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34°08'18" E 133°41'32"	三観広域行政 組合消防本部	
43	直島町	直島マテリアル	三菱マテリアル 製鍊所構内 ヘリポート	香川郡直島町 3986番地	三菱マテリアル(株) 直島製鍊所	087-892-2111	N 34°28'17" E 133°58'03"	直島町	
44	三豊市	仁尾公園	仁尾公園野球場	三豊市仁尾町 仁尾辛44番地1	三豊市教育委員会 (スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34°11'55" E 133°38'27"	三観広域行政 組合消防本部	防災対応
45	三豊市	詫間中学校	三豊市立詫間 中学校運動場	三豊市詫間町 詫間5796番地1	三豊市教育委員会 (学校教育課)	0875-73-3131	N 34°13'58" E 133°39'32"	三観広域行政 組合消防本部	

番号	市町名	場外名	場所	所在地	管理者	管理者連絡先	座標	管轄消防本部	備考
46	三豊市	粟島	ル・ポール粟島 多目的広場	三豊市詫間町 粟島1418番地2	三豊市政策部 (産業政策課)	0875-73-3012	N 34°16' 08" E 133°37' 51"	三観広域行政 組合消防本部	防災対応
47	三豊市	詫間市民 運動場	三豊市詫間町 市民運動場	三豊市詫間町 詫間6811番地	三豊市教育委員会 (スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34°13' 38" E 133°40' 02"	三観広域行政 組合消防本部	防災対応
48	直島町	直島町グランド	直島町 町民グランド	香川郡直島町 1701番地	直島町教育委員会	087-892-2882	N 34°27' 34" E 133°59' 12"	直島町	多数機離着陸可能
49	高松市	御山公園	御山公園 多目的広場	高松市牟礼町 牟礼1355番地1	高松市 (公園緑地課)	087-839-2494	N 34°20' 48" E 134°08' 01"	高松市消防局	
50	高松市	橘ノ丘	橘ノ丘 総合運動公園内 多目的広場	高松市国分寺町 新名2069番地1	高松市 (公園緑地課)	087-839-2494	N 34°16' 18" E 133°57' 07"	高松市消防局	空港管制圏内 防災対応
51	三豊市	吉津小学校	三豊市立吉津 小学校運動場	三豊市三野町 吉津乙1485番地1	三豊市教育委員会 (学校教育課)	0875-73-3131	N 34°12' 03" E 133°40' 57"	三観広域行政 組合消防本部	防災対応
52	まんのう町	まんのう公園 中央駐車場	国営讃岐まんのう 公園中央駐車場	仲多度郡 まんのう町炭所西	国土交通省四国地方整備局 香川河川国道事務所 (公園課)	0877-79-2933	N 34°09' 56" E 133°53' 12"	仲多度南部消防 組合消防本部	自隊訓練用
53	まんのう町	満濃池 森林公園	県立満濃池 森林公園駐車場	仲多度郡まんのう町 七箇字三田4109番地23	香川県造園事業 協同組合	0877-78-3364	N 34°09' 31" E 133°51' 48"	仲多度南部消防 組合消防本部	防災対応
54	土庄町	オリビアン	オリビアン 芝生広場	小豆郡土庄町 屋形崎甲63番地1	カサイ ホールディングス	03-5777-2889	N 34°31' 02" E 134°13' 20"	小豆地区 消防本部	多数機離着陸可能
55	小豆島町	ふるさと村	小豆島ふるさと村 内グランド	小豆郡小豆島町 室生2211番地3	小豆島町 (総務課)	0879-82-7001	N 34°28' 14" E 134°14' 04"	小豆地区 消防本部	防災対応
56	小豆島町	やすらぎの塔	やすらぎの塔 前広場	小豆郡小豆島町 馬木48番地27	小豆島町 (総務課)	0879-82-7001	N 34°28' 20" E 134°18' 53"	小豆地区 消防本部	
57	観音寺市	財田川防災 ステーション	財田川観音寺 地区河川防災 ステーション	観音寺市 流岡町475番地	香川県 西讃土木事務所	0875-25-1001	N 34°08' 13" E 133°40' 19"	三観広域行政 組合消防本部	
58	さぬき市	大窪寺 東駐車場	宗教法人 大窪寺駐車場	さぬき市多和 宇兼割92番地3	宗教法人大窪寺	0879-56-2278	N 34°11' 23" E 134°12' 28"	大川広域 消防本部	防災対応
59	観音寺市	雲辺寺	雲辺寺ロープウェイ 第2駐車場	観音寺市大野原町 丸井1974番地57	四国ケーブル株 雲辺寺ロープウェイ	0875-54-4968	N 34°03' 25" E 133°42' 25"	三観広域行政 組合消防本部	防災対応
60	善通寺市	与北	鉢伏ふれあい 公園グラウンド	善通寺市与北町 2055番地1	(公財)ハートスクエア 善通寺	0877-62-7400	N 34°13' 47" E 133°48' 15"	善通寺市 消防本部	
61	多度津町	臨海サッカー場	金倉川浄化 センター敷地	仲多度郡多度津町 堀江5丁目1,2	香川県 (下水道課)	087-832-3564	N 34°17' 06" E 133°45' 31"	多度津町 消防本部	
62	観音寺市	萩の丘	萩の丘公園 多目的広場	観音寺市大野原町 丸井1988番地	観音寺市建設部 (都市整備課)	0875-23-3918	N 34°04' 43" E 133°41' 13"	三観広域行政 組合消防本部	多数機離着陸可能 防災対応 自隊訓練用
63	観音寺市	観音寺総合 運動公園	観音寺市総合 運動公園	観音寺市 池之尻町1071番地	観音寺市教育部 (市民スポーツ課)	0875-23-3941	N 34°06' 38" E 133°41' 14"	三観広域行政 組合消防本部	多数機離着陸可能
64	善通寺市	自衛隊駐屯地	陸上自衛隊 善通寺駐屯地	善通寺市南町 2丁目1番1号	陸上自衛隊 善通寺駐屯地	0877-62-2311	N 34°13' 16" E 133°46' 38"	善通寺市 消防本部	
65	善通寺市	善通寺野球場	善通寺市営 野球場	善通寺市弘田町 字朝比奈1847番地	(公財)ハートスクエア 善通寺	0877-62-7400	N 34°13' 44" E 133°45' 53"	善通寺市 消防本部	多数機離着陸可能 防災対応
66	まんのう町	どきどき広場	土器川河川敷 広場	仲多度郡 まんのう町造田	まんのう町 (琴南支所)	0877-85-2111	N 34°10' 04" E 133°54' 53"	仲多度南部消防 組合消防本部	多数機離着陸可能
67	東かがわ市	水主	東かがわ市水主	東かがわ市 水主1985番地1~7	大川自動車 株式会社	090-8973-4069	N 34°12' 49" E 134°17' 44"	大川広域 消防本部	防災対応 自隊訓練用
68	さぬき市	みろく球技場	みろく自然公園 みろく球技場	さぬき市大川町 富田中3510番地2	さぬき市 (商工観光課)	087-894-1114	N 34°15' 13" E 134°14' 49"	大川広域 消防本部	防災対応

番号	市町名	場外名	場所	所在地	管理者	管理者連絡先	座標	管轄消防本部	備考
69	東かがわ市	湊川河川敷下流	湊川河川敷	東かがわ市湊1301番1地先	香川県(長尾土木事務所)	0879-52-2585	N 34°14'37" E 134°20'59"	大川広域消防本部	
70	綾川町	綾川芝生広場	綾川町ふれあい運動公園第2駐車場	綾歌郡綾川町山田下3732番地1	綾川町教育委員会(生涯学習課)	087-876-1180	N 34°12'59" E 133°56'55"	高松市消防局	高松空港管制圏内
71	丸亀市	飯野河川敷ヘリポート	土器川右岸河川敷(飯野河川敷ヘリポート)	丸亀市飯野町大字東二字茶円地先	国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所土器川出張所	0877-22-8318	N 34°16'01" E 133°49'49"	丸亀市消防本部	
72	三豊市	山本ふれあい公園	山本ふれあい公園内野球場	三豊市山本町財田西154番地	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34°07'11" E 133°43'56"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
73	高松市	香東川公園飯田運動広場	高松市飯田町(香東川公園飯田河川敷)	高松市飯田町	香川県(高松土木事務所)	087-889-8902	N 34°19'04" E 134°00'30"	高松市消防局	防災対応
74	高松市	高松東部下水場	高松市東部下水処理場グランド	高松市屋島西町2366番地6	高松市(下水道施設課)	087-842-5421	N 34°20'52" E 134°05'07"	高松市消防局	多数機離着陸可能
75	丸亀市	垂水防災ヘリポート	土器川左岸河川敷(垂水防災ヘリポート)	丸亀市垂水町宇行時地先	国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所土器川出張所	0877-22-8318	N 34°14'06" E 133°50'04"	丸亀市消防本部	
76	高松市	西部運動公園	高松市西部運動センター第2グランド	高松市鬼無町鬼無10番地2	高松市(スポーツ振興課)	087-839-2626	N 34°18'36" E 133°58'56"	高松市消防局	防災対応
77	高松市	一宮新池	一宮新池農村公園駐車場	高松市一宮町1227番地	高松市(土地改良課)	087-839-2433	N 34°17'38" E 134°01'26"	高松市消防局	空港管制圏内
78	高松市	香川県庁屋上	香川県庁屋上	高松市番町4丁目1番10号	香川県(財産経営課)	087-832-3075	N 34°20'24" E 134°02'35"	高松市消防局	屋上緊急離着陸場
79	さぬき市	亀鶴公園	長尾総合公園ローラースケート場	さぬき市長尾名1574番地1	さぬき市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-9974	N 34°15'00" E 134°10'57"	大川広域消防本部	防災対応
80	小豆島町	吉田	小豆島町ふるさと交流館グランド	小豆郡小豆島町吉田甲302番地10	小豆島町(総務課)	0879-82-7001	N 34°33'20" E 134°20'20"	小豆地区消防本部	防災対応
81	東かがわ市	引田運動広場駐車場	引田運動広場駐車場	東かがわ市引田959番地1	東かがわ市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-1238	N 34°12'57" E 134°23'48"	大川広域消防本部	
82	まんのう町	もっこく	木こく池横埋立地	仲多度郡まんのう町七箇字木こく	木こく池水利組合(理事長)	0877-78-3207	N 34°08'37" E 133°52'30"	仲多度南部消防組合消防本部	
83	まんのう町	かりんの丘	まんのう町運動公園内芝生広場	仲多度郡まんのう町吉野4314番地1	まんのう町(産業経済課)	0877-73-0105	N 34°10'26" E 133°52'06"	仲多度南部消防組合消防本部	防災対応
84	琴平町	琴平いこいの郷	琴平町いこいの郷公園多目的広場	仲多度郡琴平町五条1029番地	琴平町(総務課)	0877-75-6700	N 34°10'34" E 133°49'17"	仲多度南部消防組合消防本部	防災対応
85	高松市	女木	西浦漁港埋立地	高松市女木町西浦漁港埋立地	高松市(河港課)	087-839-2522	N 34°23'44" E 134°02'39"	高松市消防局	防災対応
86	直島町	直島ベネッセ	直島ベネッセヘリポート	香川郡直島町琴弾地	(株)直島文化村	087-892-2887	N 34°26'48" E 133°58'59"	直島町	
87	高松市	東部運動公園	高松市東部運動公園多目的広場	高松市高松町1347番地1	高松市(スポーツ振興課)	087-839-2626	N 34°19'47" E 134°07'19"	高松市消防局	防災対応FB
88	観音寺市	山田ふれあい緑地	山田ふれあい緑地	観音寺市柞田町丁93番8	観音寺市(都市整備課)	0875-23-3918	N 34°06'44" E 133°38'25"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
89	まんのう町	健康ふれあいの里	まんのう町健康ふれあいの里野球場	仲多度郡まんのう町造田146番地1	まんのう町健康ふれあいの里	0877-85-2020	N 34°09'37" E 133°56'21"	仲多度南部消防組合消防本部	空港管制圏内
90	坂出市	坂出港林田A	坂出港林田A号岸壁(北)	坂出市林田町字番屋前4285番地174外	坂出市(みなど課)	0877-44-5010	N 34°20'36" E 133°52'38"	坂出市消防本部	
91	坂出市	坂出港林田C	坂出港林田B号・C号岸壁(中央)	坂出市林田町字番屋前4285番地174外	坂出市(みなど課)	0877-44-5010	N 34°20'31" E 133°52'51"	坂出市消防本部	

番号	市町名	場外名	場所	所在地	管理者	管理者連絡先	座標	管轄消防本部	備考
92	高松市	国分台	陸上自衛隊国分台演習場	高松市国分寺町国分字山伏瀧2909番地1	陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊	0877-62-2311	N 34°19'09" E 133°56'24"	高松市消防局	自隊訓練用
93	坂出市	坂出中学校	坂出市立坂出中学校運動場	坂出市小山町318番地	坂出市立坂出中学校	0877-46-1188	N 34°17'53" E 133°51'14"	坂出市消防本部	防災対応
94	小豆島町	吉田芝生	小豆島町ふるさと交流館キャンプ場	小豆郡小豆島町吉田甲302番地3	小豆島町(総務課)	0879-82-7001	N 34°33'20" E 134°20'18"	小豆地区消防本部	防災対応
95	小豆島町	ふるさと村芝生	小豆島町ふるさと村芝生広場	小豆郡小豆島町室生2180番地1	(財)小豆島ふるさと村	0879-75-2266	N 34°28'14" E 134°13'58"	小豆地区消防本部	防災対応
96	岡山県玉野市	玉野競輪駐車場	玉野市競輪場駐車場	岡山県玉野市築港5丁目18番1号	玉野市(競輪事業課)	0863-31-5281	N 34°29'58" E 133°57'42"	玉野市消防本部	救急搬送用
97	高松市	女木東	女木港埋立地	高松市女木町女木港埋立地	高松市(河港課)	087-839-2522	N 34°23'26" E 134°03'13"	高松市消防局	
98	善通寺市	四国こどもとおとなの医療センター	四国こどもとおとの医療センター場外離着陸場	善通寺市仙遊町2丁目1番1号	四国こどもとおとの医療センター	0877-62-1000	N 34°13'46" E 133°46'18"	善通寺市消防本部	屋上緊急離着陸 臓器搬送等に係る場外
99	土庄町	土庄	土庄町所有地	小豆郡土庄町甲1360番地21	土庄町(総務課)	0879-62-7000	N 34°28'33" E 134°10'52"	小豆地区消防本部	防災対応
100	三豊市	高瀬PA	高瀬パーキングエリア内ヘリポート	三豊市高瀬町上勝間平池2164番地1	西日本高速道路㈱四国支社	087-823-2111	N 34°10'56" E 133°44'02"	三観広域行政組合消防本部	救急搬送用
101	東かがわ市	東かがわ市防災物資拠点施設	東かがわ市防災物資拠点施設	東かがわ市湊1789番地	東かがわ市(総務部危機管理課)	0879-26-1235	N 34°14'42" E 134°21'20"	大川広域消防本部	防災対応 救急搬送用
102	まんのう町	まんのう公園ドラ夢広場	国営讃岐まんのう公園ドラ夢広場	仲多度郡まんのう町炭所西地先	国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所(公園課)	0877-79-2933	N 34°10'17" E 133°53'09"	仲多度南部消防組合消防本部	
103	高松市	中央公園	高松市中央公園	高松市番町1丁目	(財)香川県造園事業協同組合	087-881-0771	N 34°20'29" E 134°02'48"	高松市消防局	防災対応
104	三木町	香大屋上	香川大学医学部附属病院ヘリポート棟	木田郡三木町池戸1750番地1	香川大学医学部附属病院(医事課)	087-891-2054	N 34°17'28" E 134°07'25"	高松市消防局	屋上緊急離着陸 臓器搬送等に係る場外 救急搬送用
105	高松市	大野河川敷	高松市香川町大野河川敷運動場	高松市香川町大野香東川河川敷運動場内	香川県(高松土木事務所)	087-889-8902	N 34°15'37" E 134°01'05"	高松市消防局	空港管制圏内
106	三豊市	宝山湖公園	三豊市宝山湖公園芝生広場	三豊市山本町神田乙500番地1	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34°07'52" E 133°46'18"	三観広域行政組合消防本部	多数機離着陸可能FB
107	小豆島町	池田港	池田港埋立地	小豆郡小豆島町池田1番地3	小豆地区消防本部	0879-62-2220	N 34°28'46" E 134°13'26"	小豆地区消防本部	夜間使用可能 救急搬送用
108	東かがわ市	瀬戸内パーク	佐川アドバンス㈱瀬戸内パーク	東かがわ市町田288番地1	佐川アドバンス㈱瀬戸内パーク	0879-23-0100	N 34°14'41" E 134°18'10"	大川広域消防本部	
109	高松市	サンメッセ	サンメッセ駐車場	高松市林町2217番地18	穴吹エンタープライズ㈱	087-869-3333	N 34°17'37" E 134°04'11"	高松市消防局	FB
110	高松市	屋島	屋島競技場	高松市屋島中町374番地1	四電工グループ	087-840-0206	N 34°20'28" E 134°06'05"	高松市消防局	防災対応
111	観音寺市	伊吹島	伊吹島	観音寺市伊吹町1339番地他4筆	観音寺市(危機管理課)	0875-23-3940	N 34°07'49" E 133°31'53"	三観広域行政組合消防本部	防災対応
112	高松市	男木漁港	男木漁港野積場	高松市男木町男木漁港	高松市(河港課)	087-839-2522	N 34°25'09" E 134°03'26"	高松市消防局	防災対応
113	多度津町	町民運動場	多度津町民野球場	仲多度郡多度津町西港町41番地	(公財)多度津町文化体育振興財団	0877-33-3666	N 34°16'01" E 133°44'11"	多度津町消防本部	防災対応
114	東かがわ市	白鳥中央公園	白鳥中央公園第2駐車場	東かがわ市帰来1101番地	東かがわ市教育委員会(生涯学習課)	0879-26-1238	N 34°13'59" E 134°22'17"	大川広域消防本部	防災対応

番号	市町名	場外名	場所	所在地	管理者	管理者連絡先	座標	管轄消防本部	備考
115	坂出市	王越	協和化学工業敷地	坂出市王越町木沢字王越1606番9	協和化学工業(株)	0877-47-4711	N 34°22'35" E 133°55'12"	坂出市消防本部	自隊訓練用
116	さぬき市	シーサイドコリドール	シーサイドコリドール球技場	さぬき市小田2761番地88	さぬき市(商工観光課)	087-894-1114	N 34°21'46" E 134°12'51"	大川広域消防本部	防災対応 自隊訓練用
117	高松市	房前公園	高松市立房前公園	高松市牟礼町原632番地	高松市	090-4975-2394	N 34°21'37" E 134°12'55"	高松市消防局	防災対応
118	観音寺市	観音寺野球場	観音寺総合運動公園	観音寺市池之尻町1071番地3	観音寺市教育部(市民スポーツ課)	0875-23-3941	N 34°06'38" E 133°41'21"	三觀広域行政組合消防本部	防災対応
119	まんのう町	祓川公園	祓川河川敷公園	仲多度郡まんのう町吉野下	まんのう町	0877-73-0100	N 34°11'56" E 133°50'21"	仲多度南部消防組合消防本部	
120	三豊市	詫間町	詫間カントリークラブ跡地	三豊市詫間町詫間646	丸一鋼管(株)	087-861-9155	N 34°13'37" E 133°41'03"	三觀広域行政組合消防本部	自隊訓練用
121	三豊市	豊中サン・スポーツランド	三豊市豊中サン・スポーツランド野球場	三豊市豊中町笠田笠岡3917-1	三豊市教育委員会(スポーツ振興課)	0875-73-3138	N 34°09'04" E 133°43'15"	三觀広域行政組合消防本部	防災対応
122	高松市	東部公園第1駐車場	高松市東部運動公園第1駐車場	高松市高松町1347番地1	高松市(スポーツ振興課)	087-839-2626	N 34°19'42" E 134°07'28"	高松市消防局	防災対応 自隊訓練用